

新型コロナウィルス感染症
第58回 危機管理対策本部 会議次第

令和4年1月11日

1 開 会

2 議 題

- (1) 東京都策定のオミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応を踏まえた新型コロナウィルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について

3 閉 会

東京都策定のオミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応を踏まえた新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について

1 現状の捉え方

令和4年の年明けとほぼ同時に、東京都をはじめ全国的にオミクロン株の影響と思われる感染拡大が急速に広がっており、未だそのピークは見通せない状況にある。広島県、山口県、沖縄県では、まん延防止等重点措置が1月9日（日）より実施されることとなった。東京都では、まん延防止等重点措置の実施はないものの、急激な新規感染者数の増加を受け、1月7日（金）に「オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応」を公表し、都民・事業者向けに、基本的な感染防止策の徹底を強く呼びかけるとともに、東京都として独自にいくつかの都立施設を休館にするといった方針を取ることとしている。

2 基本的な考え方

区としては、東京都の方針を踏まえ、区民に人ととの距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染防止策の徹底や大人数・長時間での会食などの感染リスクの高い行動を控えるよう呼び掛けるとともに、密閉・密集・密接といったいずれの密状態についての回避等とった感染防止策を徹底しながら業務を継続する。

東京都の方針を踏まえた業務等の継続及び縮小・延期・中止の基本方針については、以下のとおり、危機管理対策本部で示すこととするが、詳細な内容等について各部において、精査し決定する。

また、この考え方については、原則として、1月11日（火）～1月31日（月）における東京都のオミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応の実施期間において適用することとし、今後東京都から示される対策の内容等を踏まえ、適宜変更を加えていく。

<職員の出勤について>

- ・出勤時等において密集を避けるため、職員の時差出勤については、業務に支障のない範囲で実施する。
- ・職場内における感染拡大防止の観点から、令和2年9月15日危機対策本部決定「区職員の新型コロナウイルスへの感染が判明した場合等の当面の対応について（令和3年6月18日修正）」の取り扱いを継続する。

<併せて行う対応方針>

- ・区民に対しては、なるべく少人数の来庁や、混雑時における入場制限等への協力を依頼するとともに、区側においては、待合場所でお客様の密集状況を引き起こすことのないよう配慮するとともに、郵送・オンライン形式による

受付等を推進する。

- ・会議、打ち合わせにおいては、書面開催やオンライン形式を心がける。
- ・多くの区職員が感染若しくは濃厚接触者に特定される等により、職場への出勤が困難な状況が生じる状況を想定し、各部では、万一の事態に陥った際にも区民の混乱を回避できるよう、通常業務について、予め維持・縮小・休止の方針を定めておく。

＜東京都の措置を踏まえた業務等の継続及び縮小・延期・休止の基本方針＞

- ・高齢者施設、障害者施設、健康支援センター、学校、幼稚園、保育園、児童館、学童クラブ、放課後子ども教室においては、感染防止策を徹底しながら運営を継続する。
- ・図書館、博物館等においては、密閉・密集・密接といったいずれの密状態についての回避と、来場者同士の会話の回避等を含む感染拡大防止策を徹底しながら運営を行う。
- ・不特定多数の参加者のある式典・催し物・講座については、オンライン形式による開催を検討する。なお、対面形式で実施する場合については、参加人数の制限等による密状態の回避をはじめ、参加者の体調チェック、手指消毒などの感染拡大防止策を徹底するほか、ソーシャルディスタンスの確保や参加者が大きな声を出さないよう配慮しながら運営を行うこととする。

＜基本的な感染予防策の徹底＞

- ・区職員は、一人ひとりが感染拡大を抑制させる意識を強く持ち、区民の行動の規範となるよう、手洗いの励行や咳エチケット等の適切な行動をはじめ、令和2年10月23日危機対策本部決定「東京都北区 庁内共通新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染拡大防止対策（令和3年10月20日修正）」の取り組みを改めて確認し、徹底する

3 区貸し出し施設の取扱いについて

（1）利用者に関すること

- ・施設内では、原則、マスクを着用する。
- ・こまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒を行う。
- ・体調がすぐれない（例：37.5度以上の発熱がある場合（または平熱比1度超過）、咳・のどの痛みなどの症状がある）方については、施設利用を禁止する。
- ・他の利用者や施設管理者等との距離に配慮する。
- ・利用施設内の換気を適宜行う。
- ・施設利用にあたっては、密閉・密集・密接といったいずれの密状態の発生について回避に努めることとし、必要に応じて来館者の制限などを検討する。
- ・主催者は、各種業界団体の定めるガイドラインを参考に対策を講じ、感染症拡大防止に努める。

- ・その他、各施設の定める利用上の注意事項等を遵守するとともに、施設管理者の指示に従う。

（2）区貸出施設における個別の活動内容等に係る配慮事項等

- ・北とぴあ、赤羽会館、滝野川会館のホール及び講堂のステージ上での歌唱や演劇、口を使って奏でる楽器の演奏及びこれに類する活動を伴う利用については、業界団体が定めるガイドラインを遵守するほか、適切な予防策を講じることを条件に可とする。
- ・上記以外の場所で、コーラスやカラオケ、演劇等の大きな声を出すことが想定される活動や口を使って奏でる笛等の楽器演奏及びこれに類する活動を伴う利用に当たっては、利用人数は定員の50%以下とし、原則としてマスクを着用し、他者との間隔を2m以上確保とともに、利用者自身がアルコール消毒液を用意したうえで手指消毒を頻繁に行い、窓の開放等による換気の徹底に特に留意するほか、業界団体の定めるガイドラインに基づく対策を条件に可とする。
- ・ロックコンサート、スポーツイベント等の大声を伴うイベントの開催については、観客人数等は定員の50%以下とし、業界団体が定めるガイドラインを遵守するほか、適切な予防策を講じることを条件に可とする。
- ・参加者の水分補給は可とするが、食事（軽食・菓子等を含む）は不可とする。ただし、屋外バーベキュー施設においては、1グループ4名以下とし、基本的な感染予防策を徹底する場合に限り飲食を可とする。
- ・囲碁、将棋、麻雀等について、競技者はマスクを着用すること、対局中の会話を控えること、座席の間隔を1m程度確保すること、頻繁な手洗い・手指消毒を行う等の感染拡大防止策を講じたうえでの利用を可とする。
- ・活動内容の制限については、東京都の方針や近隣区の取扱い等を踏まえ、引き続き適宜見直しを検討する。
- ・貸出中止等によるキャンセル料は、定員に制限を設ける場合のみ、時間帯を問わず全額を還付する。

オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応 ～都民・事業者向けの協力依頼・要請～

**令和4年1月7日
東京都**

1. オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応

(1) 区 域 都内全域

(2) 期 間 令和4年1月11日（火曜日）0時から1月31日（月曜日）24時まで

(3) 対応の概要

感染者数の急速な増加は、医療提供体制の逼迫のみならず、社会活動の基盤すら揺らぎかねない事態に陥ることも危惧

直面する感染拡大に備え医療提供体制を強化しつつ、都民、事業者、行政が一体となって、この危機感を共有し、感染防止に対する強い意識と自主的な取組により、感染拡大を防止

①都民向け

- ・「三つの密」の回避等をはじめとした、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
- ・発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力を依頼
- ・感染に不安を感じる都民に対して、検査を受けることを要請
(新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第24条第9項） 等

②事業者向け

- ・「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している飲食店等に対し、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼
(5人以上とする場合は、TOKYOワクション等の活用を強く奨励)
- ・業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項） 等

2. 都民向けの協力依頼・要請

- 「三つの密」の回避、人ととの距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
 - 感染防止を強く意識し、感染リスクの高い場所への外出や、リスクの高い行動は控えるよう協力を依頼
 - 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼。なお、緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控えるよう協力を依頼
 - 業種別ガイドライン等を遵守している施設を利用するよう協力を依頼
 - 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行などを控えるよう協力を依頼
 - 会食は、少人数、短時間で実施するよう協力を依頼
-
- 感染に不安を感じる都民に対して、検査を受けることを要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの協力依頼等

(1) 飲食店及び飲食に関する施設への協力依頼

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
遊興施設 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none">● 「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗<ul style="list-style-type: none">・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼5人以上とする場合には、TOKYOワクション又は他の接種証明書、陰性証明書等を活用することを強く奨励・認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none">● 上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗<ul style="list-style-type: none">・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼・酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼● カラオケ設備を提供している店舗<ul style="list-style-type: none">・利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場	<ul style="list-style-type: none">● 上記の店舗に共通の要請<ul style="list-style-type: none">・業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの協力依頼等

(2) その他の施設への協力依頼等①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂、葬儀場 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	<ul style="list-style-type: none">● イベントを開催する場合、規模要件に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項）
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	<ul style="list-style-type: none">● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等	<ul style="list-style-type: none">● 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	<ul style="list-style-type: none">● 混雑時の入場者の整理等を実施徹底するよう協力を依頼
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	<ul style="list-style-type: none">● 業種別ガイドラインの遵守を要請 (法第24条第9項)
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	

3. 事業者向けの協力依頼等

(2) その他の施設への協力依頼等②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	<ul style="list-style-type: none">●以下の事項を徹底するよう協力を依頼<ul style="list-style-type: none">・基本的な感染防止策の実施・大学等においては、部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止策、飲み会等に関する学生等への注意喚起・大学等においては、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること・大学等においては、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学 等	

3. 事業者向けの協力依頼等

(3) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、以下の規模要件に沿った開催を要請（法第24条第9項）

施設規模 イベント類型	施設の収容定員（※2）		
	～5,000人以下の施設	5,000人超～10,000人の施設	10,000人超の施設～
大声なしの イベントの場合 (※1)	収容定員まで可	5,000人まで可 「感染防止安全計画」（※3、※4）を策定した場合 ➡ 収容定員まで可	収容定員の半分まで可
大声ありの イベントの場合 (※1)	収容定員の半分まで可		

※1 大声ありのイベント・・・観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することを積極的に推奨するイベント又は必要な対策を十分に施さないイベント

大声なしのイベント・・・上記以外のイベント

※2 収容定員が設定されていない場合

- ・大声ありのイベント：十分な人ととの間隔（できれば2m、最低1m）を確保
- ・大声なしのイベント：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保

※3 感染防止安全計画を策定できるのは、「大声なし」のイベントのみ

※4 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

- 接触確認アプリ等を活用するよう協力を依頼
- TOKYOワクション又は他の接種証明書、陰性証明書等を活用することを強く奨励
- 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

(4) 職場への出勤等

テレワークの推進や、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼